

## 第33号議案

# 「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」 に係る専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）（以下「改正地方税法」という。）」が令和3年4月1日に施行（同年3月31日公布）された。本改正のうち、同年4月1日に施行する必要のある下記内容について、同年3月31日付け専決処分により「品川区特別区税条例」を一部改正した。

### 1 概要

- ① 令和3年4月1日以降に取得した三輪以上の自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割について、新たな令和12年度燃費基準（現行：令和2年度燃費基準）に応じた税率を適用するため規定整備を行う。
- ② 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について、上記①の令和12年度燃費基準の下で、その適用期限を令和3年4月1日から令和3年12月31日まで(9ヶ月間)延長する。

### 2 改正内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 専決処分とした理由

本件は、令和3年4月1日以降に取得した自家用乗用車に係る税制改正であるところ、改正地方税法の公布（同年3月31日）から施行（同年4月1日）までに時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した。

#### 【参考】自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置

燃費基準(2年ごと見直し)		税率	
現行	改正後	本則	特例 (~R3.12.31まで延長)
電気軽自動車等(※1)	電気軽自動車等(※1)	非課税	非課税
令和2年度基準+10%(※2)	令和2年度基準+令和12年度基準75%達成(※2)		
令和2年度基準達成(※2)	令和2年度基準+令和12年度基準60%達成(※2)	1%	非課税
上記以外	上記以外	2%	1%

※1 電気軽自動車等…電気軽自動車および天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制から窒素酸化物10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合に限る。)

※2 平成30年排出ガス規制から窒素酸化物50%低減達成または平成17年排出ガス規制から窒素酸化物75%低減達成に限る。

品川区特別区税条例新旧対照表

新	旧
○品川区特別区税条例	○品川区特別区税条例
昭和39年12月15日 条例第48号	昭和39年12月15日 条例第48号
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
第37条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。	第37条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
(1) 法第451条第1項(同条第4項 <u>または第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1	(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
(2) 法第451条第2項(同条第4項 <u>または第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2	(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3	(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
付 則	付 則
(軽自動車税の環境性能割の非課税)	(軽自動車税の環境性能割の非課税)
第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項 <u>または第5項</u> において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年12月31日</u> までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第5条の2の2 (第1項省略)	第5条の2の2 (第1項省略)
2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項 <u>または第3項</u> において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項 <u>または第5項</u> において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

新	旧
<p>のとする。  (第3項および第4項省略)</p> <p><u>付 則</u>  <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>  <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 改正後の第37条の5第1号および第2号、付則第5条の2ならびに付則第5条の2の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(第3項および第4項省略)</p>